

ドイツ 移民政策の変遷

— 就学期の児童・生徒の扱いを中心に —

宮 本 賢二郎
岐阜聖徳学園大学教育学部

Transitions of German Immigration Policies: With Particular Attention to the Education of Immigrant Children

Kenjiro MIYAMOTO

キーワード：ドイツ 異文化間教育 移民政策 統合 多文化教育

I. はじめに

1950年代後半に始まる外国人労働力の一時受け入れから、2015年の中東からの大量難民受け入れを経て2022年、のウクライナからの更なる大量難民受け入れに至るまで、ドイツは移民国としての道を段階的に歩んできた。ドイツの移民政策について、移民の子どもの教育環境に注目して、法制度、教育機会および教育支援、移民認定における言語・統合講習の変遷を、2022年のウクライナ情勢まで含めて包括的に論じまとめた研究は管見の限り存在していない。本稿は、特にこれまで日本では明らかにされてこなかった移民・難民の子どもの教育環境について、ドイツの移民政策の変遷を法的・行政的な対応の側面から論じ、ドイツ異文化間教育や、日本における多文化教育についての議論、考察を行う上で参照となる新たな知見を提供することを目的とする。

II. ドイツにおける移民受け入れと政策の変遷

第二次世界大戦後、ドイツにおける移民の流入・受け入れには4つの大きな波があった。①1950年代の外国人労働者（ガストアルバイター）の募集、②1990年代のドイツ系の人々の帰国（期間移住者）と東ヨーロッパ（旧ユーゴスラヴィア、ルーマニア他）および中東の紛争による（アフガニスタン他）難民、③2015年以降の中東の紛争地域（シリアほか）からの大量難民受け入れ、そして最後に④2022年ロシアのウクライナ侵攻によるウクライナ難民の受け入れである。

1. 1955-1973年 第1の移民の波 外国人労働者「ガストアルバイター」

第二次世界大戦後にまずドイツ共和国への移住の大きな波となったのは、1950年代から行われた海外での労働力募集によりドイツで働くようになった外国人労働者「ガストアルバイター」であった。その背景には高度成長期における労働力不足があったことは確かであるが、労働力不足が高度成長期の初期に既に起こり始めた原因としては、1950年代に労働時間の短縮が進むと同時に、児童・生徒の次の教育段階への進学率が上がり若年労働者人口が減少したこと、1956年より徴兵制が導入されたことなど複数の社会的な変化が背景としてあった。さらにそれと並行して、戦後にはドイツから多くの人々が外国へ移住していった。強制的にドイツに移住させられた人々の多くが戦後故国へ帰還したことに加え、「廃墟と化し難民に溢れていた祖国ドイツから」海外への移住を望むドイツ人も多かった¹⁾。1946年から1960年の間に「かつてドイツへの強制移住を強いられた人々66万8000人に加え、76万人ものドイツ人が国外へ移住していた」²⁾。このような諸条件が重なりドイツは深刻な労働力不足に直面していたのである。こうしてドイツで働くことになった労働者は「ガストアルバイター」（招待された労働者）と呼ばれた。1964年には通算100万人となる外国人労働者に記念のオートバイが送られ、少なくともその時点までは外国人労働者に対する歓迎のムードがドイツにはあった³⁾。1960年代にはドイツの労働力不足が依然として解消されていなかったため、多数の過剰労働力を抱えていたトルコから最も多くの労働者を受け入れたのだが、その数は1960年代末には年間約100万人にもものぼった。やがて外国人労働者たちは家族を呼び寄せたり、あるいは結婚して家族を形成したりするようになっていった。1960

年代には外国人労働者の社会的統合には概して関心が払われず、家族呼び寄せに対しては、十分な滞在期間および金銭的状况、住居の広さなど一定の条件を満たす場合にのみ許可されるという規制が課された。しかし1969年には「雇用促進法」により、滞在が長期化した労働者に対し、有効期限のより長い労働許可が与えられ、家族呼び寄せに関する規制も緩和されることになった⁴⁾。

外国人労働者の募集は1973年に停止された。この時点でドイツに暮らす外国人は約400万人であり、うち250万人が労働者であった⁵⁾。しかし募集停止後も多くの外国人労働者がドイツに留まることを選択したため、その数が大幅に減少することはなかった。それどころか、

実際にはトルコ系を中心にドイツに定住する移民が増加し、その子供や孫の世代も誕生した。ドイツ政府は1980年代にはこれらの定住移民に対して、帰国奨励策を打ち出したが、効果は限定的であった。定住移民の第2世代、第3世代は、ドイツ語がおぼつかず、教育水準も低かった第1世代に比べれば、教育水準が向上した。とはいえ、ドイツ平均の教育水準には及ばず、また、相対的に失業率が高く、所得水準が低いという問題が明らかであった⁶⁾。

学校に通う外国人児童に関してもその数は、募集停止後も増加している。1970年には18万7,000人の外国人児童がドイツの学校に通っていたが、1975年にその数は45万1,000人であった⁷⁾。

2. 1990年代 第2の波 帰還移住者 (Aussiedler) 及び難民 (庇護申請者)

規模からみて大きな二つめの移民の波は、外国に暮らすドイツ系の人々、帰還移住者 (Aussiedler、再定住者などとも訳される) であった。彼らは法的には、連邦法116条に基づき、「1937年12月31日時点のドイツ帝国の領土内で国民であったもの、国外追放者であったもの、その配偶者およびその子孫」であった⁸⁾。帰還移住者のドイツ帰国は1950年代から離散家族の問題として民間活動により細々と行われ、1970年代には東欧諸国との「離散家族統合協定」により次第に増え、1950年から1985年の間に130万人弱のドイツ系の人々がドイツへの帰還を果たしていた。この数は、1990年の東西統合および東ヨーロッパ諸国の開放政策により急増し、1990年だけでも40万人に達した。

帰還移住者よりわずかに遅れて起こったがほぼ同時期⁹⁾の波と捉えられる移民の流入は、難民 (Flüchtlinge) あるいは庇護申請者 (Asylbewerber, Asylsuchende) であった。旧ユーゴスラビアおよびルーマニアなどの内紛から逃れた多くの難民を受け入れた。このほか1990年代初頭のもう一つの主な難民の流れはタリバン政権下におけるアフガニスタンからの難民である。これらの難民により、1992年にはドイツで約43万8,000人の庇護申請が行われ、これは西ヨーロッパにおける庇護申請の80%に相当した¹⁰⁾。難民申請の数はその後2009年の約3万3000人まで一貫して減少していく。

Bundesamt für Migration und Flüchtlinge: ドイツ移民統計局 (2019) のグラフにより推移を追うと、1995年約16万7,000人、2000年約11万7,000人、2005年約4万3,000人である¹¹⁾。これに労働者を含めた難民・移民の流入は92年には90年代最大の約150万人に達した。田中 (2001) によれば、1990年代ドイツはヨーロッパ最大の移民受け入れ国であった¹²⁾。

1990年以降のドイツにおける外国籍を持つ人々の数は、1990年の約560万人から1996年の約750万人へと着実に増加し、学校における外国人生徒の総数は1990年時点で約90万人であった¹³⁾。難民・移民の流入数は2000年にはいると2007年の約70万人までに減少していった。しかし、年間約70万人という移民 (難民) の数は日本であれば、一つの間接都市に相当する規模であり、受け入れ、統合のための行政的、教育的、社会的な対処が常に非常に重要な課題であり続けたことは間違いないといえよう。

3. 2000年代初頭の傾向

外国籍を持つ人々の数は、1998年から2010年までは約710万人から730万人の間で推移していた¹⁴⁾。ドイツにおける外国人の統計的把握については、2つ注意すべき点がある。1つは2011年の外国人数が約630万人と急激な落ち込みを示している点であるが、これは統計調査法が変更された結果、より正確な数が把握されたためである¹⁵⁾。もう一つの注意点は2000年の国籍法改正である。この改正により出身地主義が採択され、ドイツに生まれた子どもはドイツ国籍を有することになった。このため、

外国人人口において、特に移民の家庭に生まれた子どもはドイツ人として扱われることとなったために、移民の背景を持つ児童の数が統計上では現れにくくなった。2000年以降は、外国の言語、文化をもつ人々を表すために「移民の背景を持つ人々」(Menschen mit Migrationshintergrund)という言葉が学術、報道分野で使用され始めたが¹⁶⁾、これは2000年のPISA調査の際に「移民の背景をもつ若者」(Jugendliche mit Migrationshintergrund)という項目が設定され、移民の背景が学力にもたらす影響についての報告がなされたことが大きく影響している。2000年代には、東欧のEU(ヨーロッパ連合)新規加盟国からの移民が急増した。ポーランド、チェコ、ハンガリー、ルーマニアとブルガリアなどの国々である。2011年以降にも改めて移民流入数が増加したのだが、その特徴は東欧に加えて、ユーロ圏債務危機をきっかけとして南欧からの移民流入が増加したためであった。

4. 2000年代：2005年 移民法による「移民社会」統合への政策転換

事実上ヨーロッパ最大規模の移民・難民を受け入れながらもドイツ政府は政策としては自国を移民国と位置づけてはいなかった。その転換がなされたのは、まず前述した2000年の国籍法改正であったのだが更に大きな転換点は、2005年のいわゆる移民法「移住の管理及び制限並びに連合市民及び外国人の滞在及び統合に関する法律」の改正である。この法律では、EU構成国の国民のドイツにおける地位も含め、滞在、就労、社会統合まで規定されている。20世紀の後半から末にかけて問題とされてきた、ドイツ社会と分断された外国人の地位に関して規定し、ドイツ語、法秩序、文化、歴史などを学ぶ「統合講習」が導入されるに至っている。一方で、テロや犯罪などを行う外国人に対して治安維持の観点から国外退去させる規定も設けるなど、社会の変化に即して、人の移動をめぐる対応を規定し直す改革となった¹⁷⁾。

「統合講習」(または「統合コース」)は移民に義務付けられたものであり、基本コースではドイツ語600時間、オリエンテーション45時間の合計645時間の講習が課され、ドイツ語は中級に当たる「B1」レベルへの到達が想定されている。その後2006年12月の評価報告及び、2007年の移民法改訂実施令により、600時間の授業で一定のレベルに達しなかった場合には、さらに最大300時間の復習授業を受けることが義務付けられた¹⁸⁾。オリエンテーションは、信仰の自由、男女同権など、ドイツで尊重されている権利や義務などについて学ぶものである。また、これと並行してドイツの統計調査の方法も変更された。2005年まで統計調査では「ドイツ国籍者」と「外国人」という区別で人口が捉えられていたが、2006年の国勢調査以降は「移民の背景を持つ」あるいは「持たない」という区分が採用された。「移民の背景をもつ」人々はさらに、自らの「移民経験があるドイツ人」「移民経験がないドイツ人」、自らの「移民経験がある外国人」「移民経験がない外国人」に区別されるようになり、国民における「移民の背景」の実態がより正確に把握可能となった。

5. 2010年代 第3の波 —中東からの難民と言語支援重視政策への転換—

2010年10月与党政権であるCDUの党大会においてメルケル首相は「ドイツは移民を歓迎する」と前置きをしつつ、

「ドイツの多文化主義は完全に失敗した。[・・・]40年にわたる移民の社会的統合の失敗はすぐには埋められないが、移民はドイツ語を学びドイツ社会に融合しなければならない。ドイツで生きていくには、法に従うだけでなくドイツ語を習得すべきだ」

と発言した。この発言は新たなドイツ型多文化社会の基盤として、ドイツ語の習得とドイツ社会への言語コミュニケーションによる適合を明確に要求した意味では、ドイツの多文化教育の議論に大きなインパクトを与えた。

難民・移民問題に対する緊張感が高まったまさにこの時期、2010年から2012年にかけては、アラブ諸国の民主化・反政府運動、いわゆる「アラブの春」が起こり、政府の弾圧から逃れる人々が難民として増加し始めた。2010年以降のドイツにおける庇護申請者の推移は、2010年約4万8000人、2012年約7万7000人と急激に増加し、2015年の約46万7000人を経て、2016年に約74万5000人でピークを

迎えた。これが、ほとんどが難民であるという形での第3の移民の波であった¹⁹⁾。

2016年8月には統合法 (Integrationsgesetz) が施行され、難民と認定される以前の庇護申請者に対しても前述の「統合コース (講習)」に参加することが義務付けられるようになった。難民と認定されたものと庇護申請中の者は、「よく / 適応している」場合のみ、無期限の定住許可が得られることが明記され、これにより、ドイツ社会への統合、あるいは適応が申請段階から条件付けされることとなった。法的にはドイツ社会への言語的、社会的な適応が在留資格の「条件として」求められる状況については、同化主義ではないのかと批判的な立場もあれば、様々な検証研究の結果から言語の獲得が移民の就業機会に影響するという事実から、移民の立場を守るものとする立場もある²⁰⁾。いずれにせよ、ドイツは明確に言語支援あるいは言語習得義務化を中心とした移民統合に重点を置いている。この移民政策が今後のドイツの移民社会形成、多様な人々と文化・社会的な統合にどのような結果をもたらすのかについて、教育研究および実践の動向からも注視していく必要がある。

6. 2022年ロシアのウクライナ侵攻によるウクライナ難民の受け入れ

2022年2月24日に起こったロシアによるウクライナ侵攻により、ウクライナからは大量の人々が国外に逃れた。これに対しEUは3月2日に「一時的保護指令 (Council Directive 2001/55/EC of 20 July 2001)」の発動を決定した。これにより、ウクライナ難民は庇護申請ではなく、一時的保護への申請を行うことにより、複雑な難民認定審査の過程を経ることなく滞在が可能となった。UNHCR (国連難民高等弁務官事務所) によれば、2022年9月13日時点で、約7,278,000の人々がヨーロッパに逃れた²¹⁾。ドイツには9月6日の時点で約100万人が滞在している。他のEU諸国の受け入れ数は数万から10万人代であり、ドイツの受け入れ人数は2位のチェコの約43万人を圧倒的に引き離して最大である。この結果、ドイツにおける難民の人口は約290万人となり、2022年の増加数は過去最大であった2016年を超えた。ヨーロッパ、ドイツにおけるウクライナ難民の受け入れは、ロシアとNATO諸国、およびその同盟国との政治的対立構造という背景もあり、歓迎ムードに包まれている。2022年9月現在、ウクライナ難民が今後どのくらいの期間ドイツにとどまるのか、そのうちどのくらいの人々が定住するのかわは見通しが立っていない。一時的保護指令による迅速な社会への受け入れにより、ドイツ社会はこれまでにない現実的な対応の必要性に迫られている。特に、子ども・若者の教育に関しては、ドイツ社会への迅速な受け入れ・統合を目指す一方で、児童・生徒の帰国も見越した教育的対応を同時に行うことが試みられている。このような対応は副次的に、従来のドイツ語習得によるドイツ社会への統合を目指した難民政策に対し、ドイツにおける二言語教育、複文化教育の発展をもたらす可能性がある点で注目される。

7. 難民の児童・青年の受け入れ — 庇護申請、支援・教育施設への受け入れ —

就学期にある青少年がドイツにたどり着いたのち、どのような手順あるいは経過を経て教育の機会を得るのかについては情報が得られる文献は極端に少ない。ここでは、主にPanagiotopoulou & Rosen (2017) 及びSandfuchs (2018) の情報を参照し概観をまとめる。

難民に占める児童・青年の割合は高く、ドイツで暮らす難民のうち、最低でも30%が18歳未満の青少年であり、そのうち約80%が男子である。これらの未成年の児童・青年のうち30%には身寄りがない。25歳以下の若者までを加えると、難民における児童・青年の割合は最低でも50%にのぼると推定される²²⁾。Lüders (2016) によれば、難民の年齢による対処は以下の3つに大別できる²³⁾。

- 1) 身寄りのない未成年の難民。まず「一時的保護施設」で児童・青年課 (Jugendamt) による専門的な調査を受け、年齢を確認したのちに、法的な申請を行う担当者が決められる。14日以内に児童・青年課の所管地区にある児童青年支援施設への移動が指示されることになっているが、法的な問題およびその他の様々な事情によりこれより遅くなることもある。
- 2) 家族とともにドイツに入国した若者。難民の認定をうけるまで家族とともに、使用されていないオフィスビル、ホテル、列車引き込み舎などを利用した第一次収容施設や共同受け入れ施設で過ごす。これらの施設は原則的には民間の警備業者の管理下にある。社会的な支援はわずかであり、多くの場合はボランティア団体の活動に支えられている。

3) 誰かに付き添われて難民の認定を受けた若者、あるいは滞在を容認されている若者、および身寄りのない成人。彼らへの対処については正確なことはほとんどわかっていない。難民認定の有無により状況は非常に異なる。ドイツに残ることが出来ても、一時的な滞在のみが許される場合もあり、国外退去の不安とともに生活を送る場合もある。また、学校、教育、労働への支援が不足しているのか、どの程度の支援がさらに必要であるのかについて、まとまった報告はない。

次に、幼児および就学期の児童・生徒に対する支援について述べる。全ての難民申請者のうち7歳以下の子どもの割合は約15%である。この子どもたちの統合策として重要な役割を果たしているのは保育施設 (Kindertagesstätte: KiTa) であり、ここで難民の子どもたちは、専門家と同年代の子どもたちとの関わりの中でドイツ語を学び、文化的な価値や規範に慣れ、学校に入るための教育を受ける。保育施設に入園する権利に関しては法解釈について論争がある。ドイツ青年局 (DJI : Deutscher Jugendinstitut) は国境を超えて入国した日から難民の子どもには権利が与えられるとの見解を示したが、ほとんどの州では、第一次収容施設での滞在が終わってからしか権利が認められておらず、それは早くとも入国の6か月後である。この期間にはしかし「移行期間支援」が行われる施設もある²⁴⁾。

学校への統合について述べると、難民の子どもと若者の通学については、各州で法制度が異なっている。一般的には、歓迎学級、導入学級、言語学級、DaZ (Deutsch als Zweitsprache: 第二言語としてのドイツ語) 学級、支援学級、準備学級などといった名称の受け入れ学級が設けられている。

難民は難民として登録されるまで、あるいは難民申請が受理されるまで法的には人権が保障されない。これらの手続きが行われて初めて、教育を受ける義務が生じる。しかし難民申請を行った時点から義務教育を受けられるようになるのは、ベルリン、ブレーメン、ハンブルク、ザールラント、シュレスヴィヒ・ホルスタインの各州だけである。また申請受理後も受け入れ側の状況により、直ちに教育が受けられるとは限らない。さらに例えばザクセンとザクセン・アンハルトでは難民と認定されたものだけに教育義務が生じるため、学校への受け入れはさらに遅くなる。シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州では、滞在許可が下りていない難民の子どもと若者は学校ではなく、難民収容所で授業を受けることになる。

このように州により難民の子どもが学校教育を受けることができる条件および環境は異なっているのだが、難民の子どもがドイツに到着してから義務教育を受けるまでにはおよそ3-6ヶ月を要する。州により移民 (難民を含む) の子ども、若者の多い都市では、準備学級 (Vorbereitungsklassen) に加えて、開始学級 (Anfangsklassen)、国際支援学級 (Internationale Förderklassen) などが設けられている。これらの学級形態の最も大きな違いは、準備学級は学校就学前、開始学級は授業のある学期の途中に設けられる点にある。国際支援学級は職業訓練学校に設けられるものである。

新たに移住してきた就学年齢にある移民・難民の子どもが通常学級に通いながら個別のドイツ語支援授業を受けられることもある。このような形態を選ぶのは、都市部に比べて移民の数が少ない自治体である。こうした「非分離的な教育」はしかし、どちらかといえば例外である。例えば2014/2015年度、ケルンでは移住してきた子どもと若者の90%以上が準備学級に入った。このように移民・難民の子どもは一般的には、ドイツ人の子どもとの交流がないままに学習を始めるといえ、さらに場合によっては教育を受ける機会そのものが奪われてしまう事例も実際には起こっている²⁵⁾。

このような一般的な難民の状況と比較すると、ウクライナ難民児童・生徒については、一時的保護が適用されるため、就学も容易である。彼らは地域の外国人管轄局で滞在許可を得ると同時に、学校に通う権利を得る。また、学校局 (Schulamt)、当該学校との話し合いにより、正式な滞在許可を得る前から学校に通うこともできる。Robert Bosch財団によれば、2022年9月半ばの時点でドイツの学校には17万9218人の児童・生徒が通っている。全州文化長官定例会議 (KMK)²⁶⁾によれば、ウクライナの児童・生徒に対応するためには24000人のウクライナ人教員が必要であるとされているが、ドイツにおけるウクライナ人の教員数は2700人に過ぎない²⁷⁾。2022年3月KMKはウクライナ人児童・生徒の母国語授業支援のために全16州の専門家から成る「Task Force」を組織し、オンライン授業によりウクライナの学校システムによる授業やデジタル教材の活用を検討が進められている。

Mercator (2015) は、学校による移民・難民の受け入れ対応を以下の基本的なタイプに分類した²⁸⁾。

埋没型モデル (Submersives Modell)

新たに移民として入学してきた児童・青年は通常学級に入り、授業を受け、それぞれの適応力、学力に応じて個々に学習面で支援を受けたり、追加の補習を受けたりする。

統合型モデル (Integratives Modell)

新たに移民として入学してきた児童・青年は最初から通常学級で授業を受けるが、支援としては、主に言語習得支援を受ける。

部分的統合モデル (Teilintegratives Modell)

新たに移民として入学してきた児童・青年は、最初は別に準備されたクラスで授業を開始する。その後それぞれの能力に応じて、通常学級の授業へと移行し、いくつかの教科の授業を一緒に受ける。

並行モデル (Paralleles Modell)

新たに移民として入学してきた児童・青年は、通常学級とはまず別の学級でのみ授業を受ける。しかしこのクラスでの学習期間を終えたのちに通常学級へと移る。

完全並行モデル (Paralleles Modell Schulabschluss)

新たに移民として入学してきた児童・青年は、義務教育の期間、一貫して通常学級とは別の学級でのみ授業を受け、最後まで通学した場合は卒業資格を得る。

ウクライナ人児童・生徒の場合はほとんど通常学級に編入されており、オンラインによりウクライナの授業も並行して受け続けていることが多い²⁹⁾。一般の難民に対する、ドイツ語習得重視の統合的な受け入れを基本としつつも、母国語によるウクライナの授業形態をオンラインで行うことが試みられている。この実践から例えば、統合・母国文化保持の複文化モデルが形成される可能性もあるだろう。

一方、Sandfuchs(2018)は、学校による支援の重点は多くの場合ドイツ語の習得であるとし、その重要性を認めつつも、2013年のKMK勧告で示された「言語・文化的多様性を異文化間学習の機会として意識的に認知し、それを学校カリキュラムにいかすこと」という文言を引き合いに出しながら、異文化間的な能力の育成も「多元的でグローバル的にネットワーク化された社会において責任ある行動を取るための核心的な能力」として不可欠であると主張している³⁰⁾。

Panagiotopoulou & Rosen(2017) (ドイツ政治教育局ウェブサイト上の報告)によれば、難民の子どもへの教育機会についての統計的な数字は存在せず、またそれぞれの就学準備学級の形態の適・不適を検証する研究も行われていない。更には、難民経験をもつ子どもと若者のその後のドイツにおける教育歴に関する調査もこれまで行われてこなかった。ドイツ評議会で行われたノルトライン・ヴェストファレン州の準備学級についての調査(Panagiotopoulou & Rosen 2017による記述)からは、難民が、「能力が低い生徒集団である」と最初に判断されてしまう傾向にあることがわかった。難民の子どもについては、母国で獲得した能力や得意なことについても、授業では考慮されていない。生活上の実践的な知識や、専門的な知識に加えて、難民の子どもは複数の言語を操る能力も持っている場合があり、この能力はドイツ語の習得に役立つものである。Panagiotopoulou & Rosen (2017)は、さらに、経験的にはこのような難民の子どもへの問題は、ドイツ語能力の不足と、第二言語としてのドイツ語話者である生徒という側面に矮小化されてしまっているとしている。しかし、Seukwa (2006)は、難民の子どもたちがその経験から問題を解決する能力(Resilienz)を有しており、更にこれらの若者がドイツやヨーロッパの移民政策において、日常の問題を解決する人的資源となりえると指摘している³¹⁾。

Ⅲ. まとめ ドイツにおける移民政策：経済発展—少子化—人道的支援のはざまに

以上ドイツ(旧西ドイツ共和国)における移民政策を、移民の子ども教育環境に注目して概観した。ドイツにおける移民受け入れの歴史には、戦後の高度成長期に始まり1990年以降も少子高齢化により継続的に続いている慢性的な労働力不足という要因が根底にあり、またそれに加え第二次世界大戦の反省からヨーロッパにおける人道国家として人権尊重を主張し続けるという政治的・社会的な理念があることも忘れてはならないだろう³²⁾。確実に移民社会化するドイツにおいては、2000年以降の、「統合講習」義務化に象徴されるように、ドイツ語の習得およびドイツ社会への適応が重視されてきた。これに対し、2022年のウクライナ難民児童・生徒の受け入れにおいては、「一時的保護」という理解から、母

国語および母国文化の保持が目指されている。この経験が、今後のドイツの移民（教育）政策に何らかの影響を与える可能性があり、今後の動向が注目される。

日本においても少子高齢化および労働力不足がこのまま進行するのであれば、移民の受け入れに関して、ある政治的・経済的な要因による政策の転換が急激に進み、現在とは違った移民のための法的制度、教育の変革が必要とされる可能性は十分ある。また局地的に言えば移民社会は既に多くの地域に誕生している。ドイツやそのほかの国の事例を参照しつつ、我々は日本の教育現場における多文化化の現状とその課題をまずは冷静に把握し、早急に実践的な対応を検討することが重要であろう。

注・文献

- 1) Gogolin, Ingrid & Krüger-Potratz, Marianne (2020) Einführung in die Interkulturelle Pädagogik, 3. Überarbeitete Auflage, Verlag Barbara Budrich, Stuttgart. (第3版増補版), 87.
- 2) Ibidem, 87.
- 3) 三宅晶子 (2020) 「イメージとポリティクス III」『千葉大学大学院人文教楽譜 研究プロジェクト報告書』第349集, 146-152, 147 参照。
- 4) 大島英之 (2006) 「ドイツにおける外国人労働者受け入れ制度と社会統合—ドイツにおける外国人労働者受け入れ政策・制度と現状」『欧州における外国人労働者受け入れ制度と社会統合—独・仏・英・伊・蘭5カ国比較調査』労働政策研究報告書 No. 59, 労働政策研究・研修機構編, 27-50, 36 参照。
- 5) 三宅 (2020), 147 参照。
- 6) 山崎加津子 (2014) 「ドイツ：移民政策転換から15年—高技能移民の積極受け入れと長期居住者の社会適合は道半ば」大和総研移民レポート3 https://www.dir.co.jp/report/research/economics/japan/20141118_009142.pdf, 5.
- 7) Merkt, Irmgard (1993) Interkulturelle Musikerziehung. Musik und Unterricht. 9, pp.4-7, 4 参照。
- 8) Gogolin & Krüger-Potratz (2020), 90.
- 9) 研究者によっては、1990年代の帰還移住者と東欧からの難民の流れをそれぞれ第2派、第3派とする見方もある。
- 10) 三宅晶子 (2020), 148 参照。
- 11) Bundestamt für Migration und Flüchtlinge (2019) Aktuelle Zahlen zu Asyl, 5
- 12) 田中信世 (2001) 「ドイツの人口問題と移民政策」『ITI 季報』No. 46, 18-21, 19.
- 13) Gogolin & Potratz (2020), p.92 参照。
- 14) Bundesinstitut für Bevölkerungsforschung (2021) Ausländische Bevölkerung (1970-2018) <https://www.bib.bund.de/DE/Fakten/Fakt/B39-Auslaendische-Bevoelkerung-ab-1970.html>
- 15) Statistisches Bundesamt (ドイツ統計局) のウェブサイトの説明による。
<https://www.destatis.de/DE/Themen/Gesellschaft-Umwelt/Bevoelkerung/Bevoelkerungsstand/Methoden/Erlaeterungen/auslaendische-bevoelkerung.html>
- 16) 三宅 (2019), 148 参照。
- 17) 総合講習 (統合コース) の内容、条件については山崎 (2014), 100-102 に明快にまとめられている。
- 18) 前田直子 (2012) 「移民向け統合コースに関する一考察」『独協大学ドイツ学研究』65, 153-186, 154 参照。
- 19) Bundestamt für Migration und Flüchtlinge (2019) Aktuelle Zahlen zu Asyl, 5 参照。
- 20) 佐藤久美 (2015) 「ドイツにおける移民の社会統合政策：バーデン＝ヴュルテンベルク州とザクセン州での聞き取り調査から」『金城学院大学論集』社会科学編 12(1), 22-32, 26 参照。
- 21) UNHCR, Operational Data Portal. Ukraine Refugee Situation による。 https://data.unhcr.org/en/situations/ukraine#_ga=2.86866193.825559103.1663740912-686299952.1663740912
- 22) Sandfuchs, Uwe (2018) Integration von neu zugewanderten Kindern und Jugendlichen. In: Gogolin, Ingrid, Georgi, B. Viola, Krüger-Potratz, Marianne, Lengzel, Drorit, Sandfuchs,

- Uwe (Hrsg.) (2018) Handbuch Interkulturelle Pädagogik. Verlag Julius Klinkhardt. Bad Heilbrunn, 451-456, 451 参照。
- 23) Lüders, Christian (2016) Kinder und Jugendliche. Ankommen nach der Flucht. DJI Impulse 3, 19-21, Lüders の分類の要約は Sandfuchs (2018) による。
 - 24) Sandfuchs, Uwe (2018) 参照。
 - 25) Panagiotopoulou & Rosen (2017) Zur Inklusion von geflüchteten Kindern und Jugendlichen in das deutsche Schulsystem. Bundelzentrale für politische Bildung. <https://www.bpb.de/gesellschaft/migration/kurz dossiers/258059/inklusion-in-das-schulsystem> 参照。連邦政治教育局の報告書。ページ数なし。
 - 26) ドイツ共和国では、学校教育の分野については、他の諸行政分野と同じく、それぞれの州が独立した権限を有している。このため、就学年数や卒業資格など、国家として統一すべき基本的な制度の枠組みを除いて、教育の計画及び実践においては州による違いが生まれる。このような違いについて、各州間の制度的な整合性や連携を保つ役割を果たしているのが、各州の文化長官の定期的な会議である、全州文化長官定例会議 (Kultusministerkonferenz: KMK) である。KMK 勧告は異文化間教育および異文化間音楽教育の議論および一般学校教育での定着に大きな影響を与えるものである。
 - 27) Robert Bosch Stiftung: Das Schul Portal. <https://deutsches-schulportal.de/bildungswesen/ukraine-wie-schulen-gefluechtete-kinder-aufnehmen/>
 - 28) Mercator-Institut für Sprachförderung und Deutsch als Zweitsprache (2015) Neu zugewanderte Kinder und Jugendliche im Deutschen Schulsystem. Bestandsaufnahme und Empfehlungen. Zentrum für Lehrer/innenbildung der Universität zu Köln (Hg). 43-45, Sandfuchs (2018), 454 より引用
 - 29) WDR (2022) Nachrichten. Für Ukrainer in Deutschland: Wie kommt mein Kind in die Schule? 29. 07. 2022. <https://www1.wdr.de/nachrichten/fluechtlinge/ukraine-deutschland-schule-suche-100.html>
 - 30) Sandfuchs (2018), 454.
 - 31) Seukwa, Louis Henri (2006) Der Habitus der Überlebenskunst. Zum Verhältnis von Kompetenz und Migration im Spiegel von Flüchtlingsbiographien. Münster u. a.: Waxmann, 198.
 - 32) 1949 年に制定されたドイツ基本法 16 条 2 項 (1992 年改正により 16 条 1 項) には、政治的な迫害を受けた者にたいし庇護権を与えることが規定されており、これが現在に至るまでドイツが難民を受け入れ続ける最も重要な法的な根拠となっている。渡邊 (2017) 参照。

インターネット上の資料は全て 2022 年 9 月 20 日に確認。

本研究は JPSP 科研費 17H02699 (代表: 杉江淑子) および 22K02612 (代表: 宮本賢二郎) の助成を受けたものである。